

「いしかわ就職応援奨学金返還助成制度」 企業向けQ & A

Q1 本制度に参加するメリットは何ですか。

全国的に人材獲得競争が激化している中で、県と企業が連携して若手人材の確保・定着を図るものです。

事前に企業が登録することで、県（ILAC）が登録企業を学生に積極的にPRします。また、企業も本制度に参画していることで、企業の採用活動のPRにつながります。

県内で就業して3年経過後に返還助成をすることにより、若者の定着や早期離職の抑止につながります。

Q2 大学院生と学部生・高専生で最大助成額が異なるのはなぜですか。

大学院生については、学部生・高専生よりも貸与期間、金額が多くなるため、上限を高く設定しています。

Q3 複数の助成額を設定することはできますか。

設定できる助成額は、大学院、大学、高等専門学校（高専）ごとに1種類までです。設定額は機構（ジョブカフェ石川）のHPで公表します。

Q4 UIターン就職する学生の上乗せ支給をしないことは可能ですか。

できません。対象学生がUIターン者（県外の高等学校卒業者又は県外在学者）である場合、助成額については、基本額に50万円加算していただくことになります。

Q5 特定の職種に限定して、本制度を適用することは可能ですか。

可能です。登録申請時に制度適用を限定する職種を記載ください。

助成対象者へ内定を出す際には、本制度の適用を受けられるのかどうかを明示し、誤解が生じないようにしてください。

Q6 設定した制度適用人数を超えて助成対象者に内定を出した場合はどうなりますか。

あらかじめ設定し、公表した制度適用人数以上に、助成対象者に内定を出す場合に、どの助成対象者に本制度を適用するかは企業側でご判断いただきます。その結果、制度の適用を受けられない学生が生じる場合は、必ず当該学生の同意を得てください。

また、設定人数を超える学生に制度を適用させるために設定人数自体を増やすことは可能です。「対象企業登録変更 届出フォーム」よりご報告ください。

なお、採用する助成対象者が代表者又は役員の同居親族である場合等は、原則として支援対象外となります。そのほか、助成対象者が認定を取り消された場合は、助成対象外となります。

Q7 助成対象者を採用するに当たり、本制度を適用しないことができますか。

助成対象者を採用する場合、制度適用人数に達していない場合は、必ず本制度を適用してください。

Q8 助成対象者の申請要件として「内定を得ていないこと」としているが、内々定はどうなりますか。

助成対象者の認定要件として「企業への内定を得ていないこと」としています。「内々定」であっても、それが「内定」でなければ助成対象者認定の申請をすることは可能です。

Q9 制度登録したが、採用対象年度中に登録者を採用できなかった場合はどうなりますか。

制度への登録は、採用年度ごとに行う必要があります。

来年度以降も採用予定があり、本制度への登録を希望される場合は、改めて登録していただきます。

Q10 本制度を適用して採用する旨助成対象者に通知しましたが、取り消すことはできますか。

助成対象者が採用を辞退したため、本制度を適用する必要がなくなった場合などに限り、決定を取り消すことができます。制度適用者の決定を取り消さざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合は、機構（ジョブカフェ石川）に相談してください。

Q11 採用後、3年経過する前に助成対象者が退職した場合の扱いを教えてください。

採用後、3年経過する前に退職した場合は、助成対象外となります。（企業負担は生じません）

Q12 学生の認定募集は、どのように行っているのですか。

学生の認定募集は、機構（ジョブカフェ石川）HPで随時募集しています。

制度の利用を希望する学生はWEB上のフォームから認定申請を行い、機構（ジョブカフェ石川）において要件等を確認し、認定を行っています。

Q13 学生への周知はどのように行っているのですか。

学生には、制度参加にする対象企業の情報を定期的に発信します。また、機構（ジョブカフェ石川）の就職イベントなどの案内も行い、積極的に制度参加企業への就職活動を働きかけます。

対象企業の皆様にも、本制度をきっかけに学生等に積極的に企業の魅力等を発信していただきますようお願いいたします。

なお、機構（ジョブカフェ石川）では企業と学生のマッチングは行いませんので、ご了承ください。

Q14 本制度に登録した場合、ハローワークの求人票にその旨記載してもよいですか。

記載して差し支えありません。具体的な記載方法については、ハローワークにご相談ください。

Q15 本制度の助成対象者であることを、いつの時点で本人に確認すればよいですか。

本制度の助成対象者には、機構（ジョブカフェ石川）から「助成対象者認定書」を交付し、就職活動す

る際に、本制度の助成対象者であることを自ら企業に申告するよう伝えています。

企業は、採用活動の中で「助成対象者認定書」を確認していただいたうえで、本制度の適用者を決定していただきます。

Q16 助成対象に関する設定を変更することは可能ですか。また制度参加の登録取り消しは可能ですか。

助成上限額の引下げ、最大助成人数の引下げ、助成対象職種を減らすといった、学生に不利益を生じる変更は原則できません。登録を取り消す場合は、原則として、やむを得ない事情があり、かつ助成対象者に対する十分な説明が行われるなど、助成対象者の就職活動に影響がない場合に限り認めますので、機構（ジョブカフェ石川）にご相談ください。

Q17 助成対象者が対象企業に就職した後、県外支店などに転勤となった場合、本制度の対象外となりますか。

助成を受けるためには、原則、石川県で就業することが必要です。

ただし、人材育成や研修の目的で一定期間県外において就業する場合には、それ以外の期間で通算して2年以上、石川県内の事業所で勤務すれば対象となります。

Q18 助成額の2分の1を負担するということだが、いつ、どのように負担する必要がありますか。

助成対象者が就職し、3年経過後に県が発行する納入通知書により実際の助成額の1/2にあたる金額を県の基金に寄附いただきます。

助成額については、企業が定めた助成額または就職3年後の交付申請時点の返還残高のいずれか低い金額となります。

Q19 助成額はどのように支払われますか。

県負担分と企業負担分を合わせて、機構（ジョブカフェ石川）から直接貸与機関に返還します。

Q20 助成対象者への交付に関して、事務手続きはありますか。

助成対象者が就職し、3年経過後に県が発行する納入通知書により実際の助成額の1/2にあたる金額を県にお支払いいただきます。

《内定時》

助成対象者に内定を出した場合、助成対象者に「本制度適用内定通知書」を発行してください。

《就職初年度》

助成対象者に在職証明書を発行してください。

《就職3年後》

助成対象者に勤務証明書を発行してください。

納付通知書が届きましたら、期日までに企業負担額の出捐をお願いします。

Q21 県に支払った金額を損金計算できますか。

全額損金算入ができます。

県の基金に寄附いただいた金額については、地方公共団体への通常の寄附として、全額損金算入が可能です。